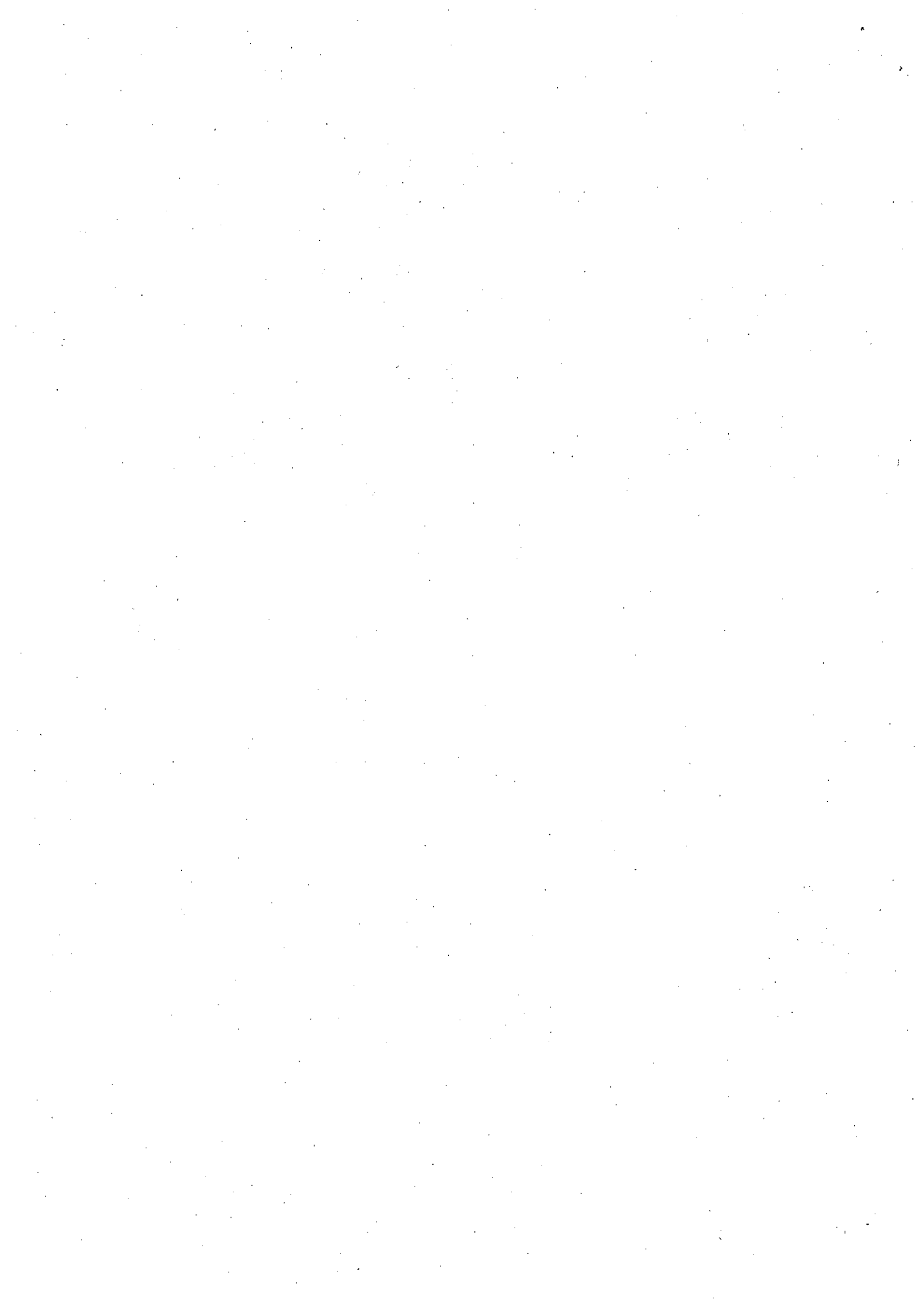


第92号議案

長崎市駐車場条例の一部を改正する条例について

目次	ページ
1 条例改正の理由	1
(1) 長崎市茂里町仮設駐車場の廃止及び長崎市茂里町駐車場の設置	1
(2) 指定管理者制度の導入	1
2 条例改正案の概要	1
(1) 長崎市茂里町仮設駐車場の廃止及び長崎市茂里町駐車場の設置	1～4
(2) 指定管理者制度の導入	5～7
3 条例新旧対照表	8
(1) 令和3年2月1日施行	8～9
(2) 令和3年4月1日施行	10～16



1 条例改正の理由

次の理由により「長崎市駐車場条例」の一部を改正するもの。

(1) 長崎市茂里町仮設駐車場の廃止及び長崎市茂里町駐車場の設置

「長崎市茂里町地下駐車場」の再整備により設置する「長崎市茂里町駐車場」の供用に際し、再整備期間中の代替施設として供用している「長崎市茂里町仮設駐車場」を廃止すること及び「長崎市茂里町駐車場」について、当該条例に所要の事項を定める必要があるため。

(2) 指定管理者制度の導入

「長崎市茂里町駐車場」の管理において、令和3年度から指定管理者制度を導入するに当たり、当該条例に所要の事項を定める必要があるため。

2 条例改正案の概要

(1) 長崎市茂里町仮設駐車場の廃止及び長崎市茂里町駐車場の設置

ア 長崎市茂里町駐車場の概要

(ア) 設置目的

「長崎市茂里町地下駐車場」は、「地下機械式」として平成10年に供用開始したが、その構造から保守点検などの維持管理費が高額であることに加え、出庫に時間を要するなど利便性が低いことから、利用者数が減少傾向であり採算が合わない運営が続いていた。

このような中、機械主要部品の老朽化に伴い大規模交換の時期を迎えていたことから、運営状況等を踏まえ、利便性が高くかつ維持管理費が低廉な「平面自走式駐車場」として再整備を行う。

(イ) 名称

長崎市茂里町駐車場

(ウ) 所在地

長崎市茂里町14番1

(エ) 供用開始日

令和3年2月1日

(オ) 供用日等

供用日 1月1日から12月31日まで（休場日なし）

供用時間 午前0時から午後12時まで（休場時間なし）

入出庫時間 午前0時から午後12時まで

(カ) 駐車料金

通常料金

種別 車種	入出庫1回ごとの駐車料金		
	午前8時から午後10時まで		午後10時から午前8時まで
	最初の30分まで	その後30分までごと	30分につき
普通自動車 小型自動車 軽自動車	130円	120円	40円

※現在、供用中の長崎市茂里町仮設駐車場と同額

回数駐車券の料金

種類	金額
120円券(22枚つづり)	2,400円
130円券(22枚つづり)	2,600円

※現在、供用中の長崎市茂里町仮設駐車場と同額

(キ) 施設の概要

構造：ゲート式精算システム、平面自走式

収容台数：普通車135台(予定)

(ク) 施設の管理

令和3年2月1日～令和3年3月31日：直営管理(業務委託による管理)

令和3年4月1日～：指定管理者による管理(予定)

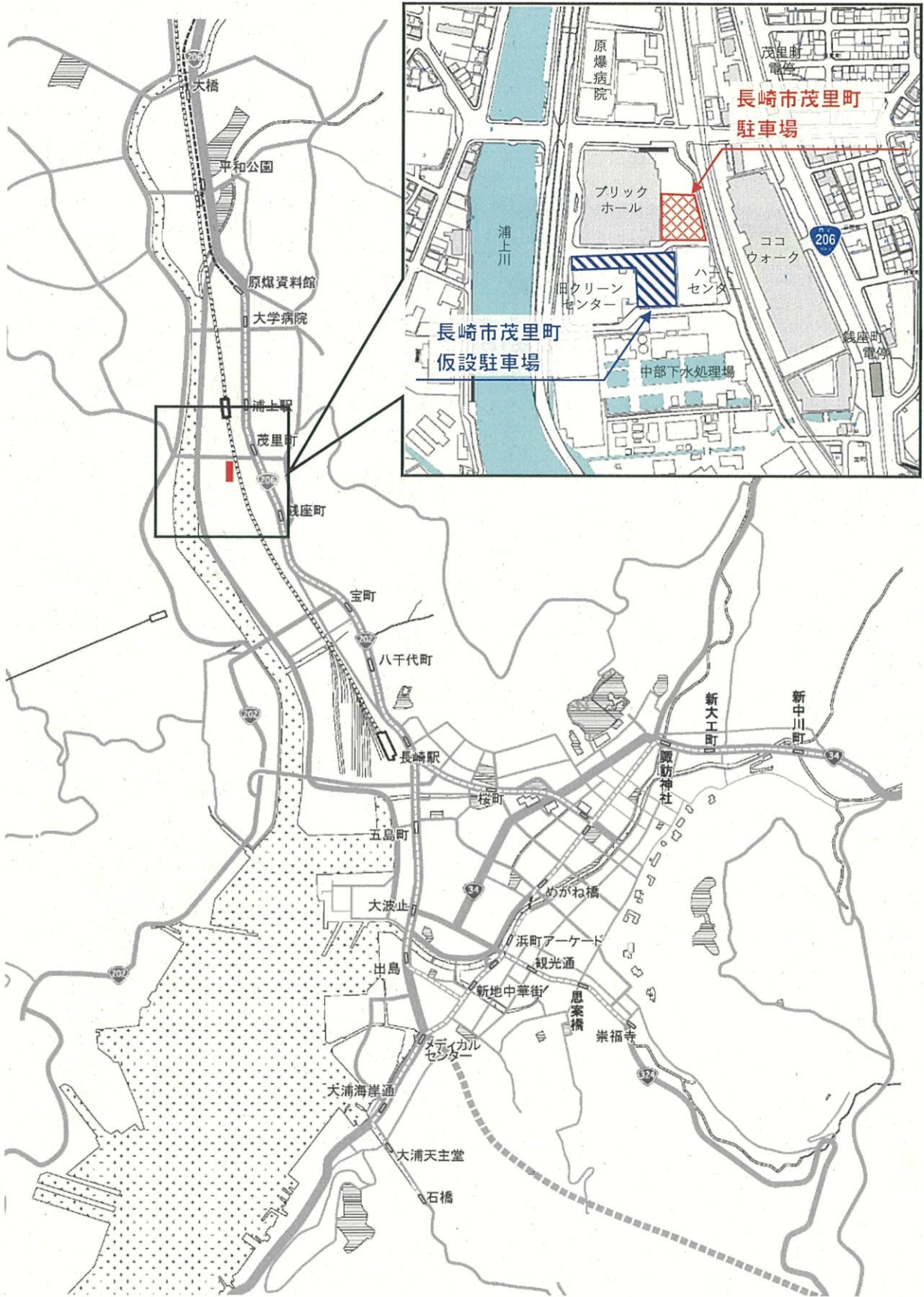
イ 条例改正案の主な内容

「長崎市茂里町仮設駐車場」を削除し、「長崎市茂里町駐車場」(「名称」及び「位置」)を追加する。

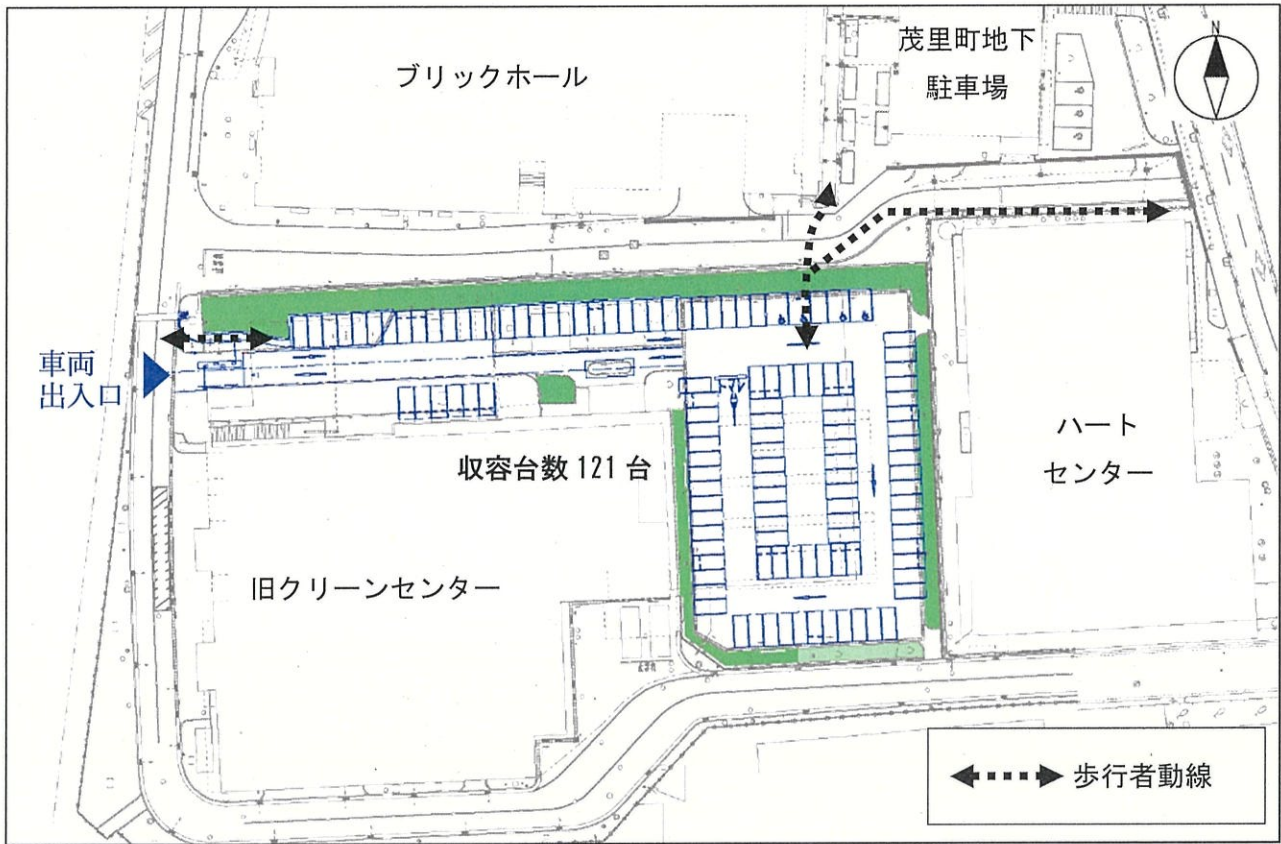
ウ 施行期日

令和3年2月1日

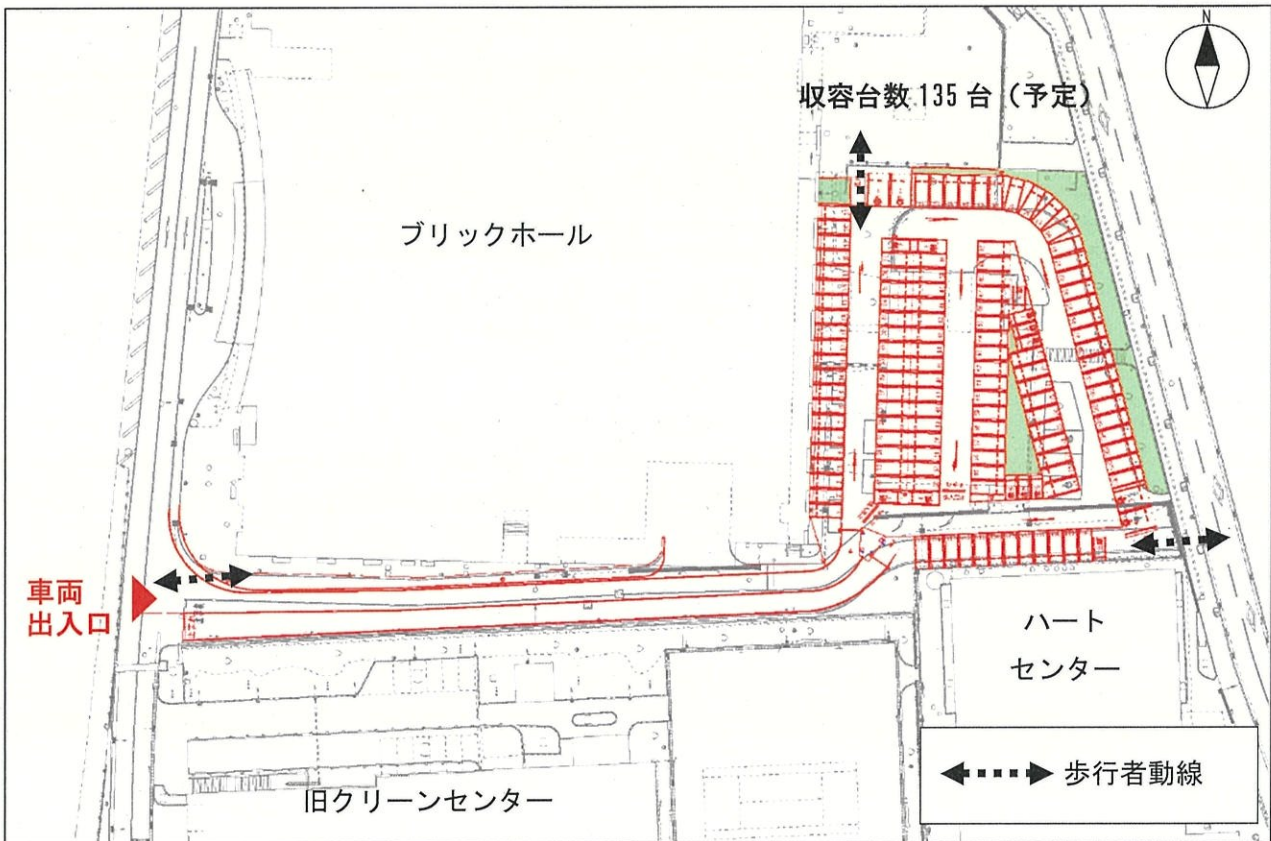
位置図



平面図（長崎市茂里町仮設駐車場）



平面図（長崎市茂里町駐車場）



(2) 指定管理者制度の導入

ア 指定管理者制度の導入方針

(ア) 指定管理者制度の導入

長崎市茂里町駐車場の管理に当たり、民間の能力やノウハウを活用することで、市民サービスの向上や行政コストの削減、さらには、事務の効率化やトラブル等への迅速な対応などが期待できるため、令和3年度から指定管理者制度を導入しようとするものである。

(イ) 利用料金制

当制度の導入に当たっては、指定管理者の自律的な経営努力を発揮しやすくし、より効率的な運営を行い、施設の効用を高めることを目的として、施設の利用に係る料金を、直接、指定管理者の収入として収受させる「利用料金制」を適用する。

(ウ) 指定期間

本施設はブリックホールに隣接し、その利用者の多くがブリックホール入館者であることから、両施設を一体的に管理することで、施設間の連携による利用者サービスの向上や事務の効率化が期待できる。

そのため、次回の指定管理者の更新においては、ブリックホールとの一体管理を行うことを前提とし、今回の指定期間は、ブリックホールの現指定期間終了時と揃えて4年間とする。

管理方法の経緯

期間	管理方法	備考
平成18年4月1日～	指定管理	・「長崎市茂里町地下駐車場」に指定管理者制度を導入
令和2年4月1日～	直営管理	・「長崎市茂里町仮設駐車場」として供用開始 ※設置場所：旧クリーンセンター多目的広場
令和3年2月1日～ (予定)	直営管理	・「長崎市茂里町駐車場」として供用開始
令和3年4月1日～ (予定)	指定管理	・指定管理者制度を導入

指定管理者制度の概要

施設名	選定方法	利用料金制	指定期間
長崎市茂里町駐車場	公募	適用	令和3年4月1日から 令和7年3月31日まで (4年間)

収支の推移

単位：千円

区分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度 ^{※1} (R 元年度)	R2 年度 ^{※2}
駐車場名称	茂里町地下	茂里町地下	茂里町地下	茂里町地下	茂里町仮設 茂里町
料金収入 ①	26,553	27,998	24,305	21,813	26,285
管理委託費②	32,759	32,778	32,589	30,889	12,589
収支①-②	▲6,206	▲4,780	▲8,284	▲9,076	13,696

※1：平成31年度（令和元年度）は決算見込み額

※2：令和2年度は当初予算額

茂里町仮設…令和2年4月1日～令和3年1月31日（予定）

茂里町 …令和3年2月1日～令和3年3月31日（予定）

イ 条例改正案の主な内容

項目	現行	改正案
管 理	直営管理	指定管理者による管理
料 金	条例で定める額	条例に掲げる額を基準として、指定管理者が市長の承認を受けて定める額
料金収入	使用料としてすべて市が収受	指定管理者の収入として収受
料金の減免	条例施行規則で定める自動車を対象	指定管理者が市長の承認を受けて定める基準に基づいた自動車を対象
入出庫時間	条例施行規則で定める時間	指定管理者が市長の承認を受けて定める時間

ウ 施行期日

令和3年4月1日

エ 指定までのスケジュール（予定）

年月	市議会	内容
令和2年6月	6月議会	条例改正 ・ 条例改正議案審査
令和2年7月		公募開始
令和2年8月		公募締切
令和2年9月～10月		審査（指定管理者候補者選定審査会） 指定管理者候補者の決定
令和2年11月	11月議会	指定管理者の指定 ・ 指定議案審査
令和3年2月	2月議会	令和3年度当初予算 ・ 当初予算議案審査 指定管理者との協定締結
令和3年4月		管理開始

オ 駐車台数の推移

単位：台

施設名	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度 (R元年度)
茂里町地下	46,668	47,311	42,829	38,583

3 条例新旧対照表

(1) 令和3年2月1日施行

現行	改正(案) R 3. 2. 1 施行																
<p>○長崎市駐車場条例</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 駐車場を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長崎市茂里町仮設駐車場</td> <td>長崎市茂里町14番3号</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 市長は、駐車場(長崎市茂里町仮設駐車場を除く。以下この条、第4条、第11条、第13条及び第16条第2項において同じ。)の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。</p> <p>2 市長は、前項の指定に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>3 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる条件を満たすものうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定する。</p> <p>(1) 市民の平等利用を確保することができるものであること。</p> <p>(2) 駐車場の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 駐車場の管理を安定して行う物的能力及び</p>	名称	位置	(略)		長崎市茂里町仮設駐車場	長崎市茂里町14番3号	(略)		<p>○長崎市駐車場条例</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 駐車場を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長崎市茂里町駐車場</td> <td>長崎市茂里町14番1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 市長は、駐車場(長崎市茂里町駐車場を除く。以下この条、第4条、第11条、第13条及び第16条第2項において同じ。)の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。</p> <p>2 市長は、前項の指定に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>3 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる条件を満たすものうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定する。</p> <p>(1) 市民の平等利用を確保することができるものであること。</p> <p>(2) 駐車場の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 駐車場の管理を安定して行う物的能力及び</p>	名称	位置	(略)		長崎市茂里町駐車場	長崎市茂里町14番1	(略)	
名称	位置																
(略)																	
長崎市茂里町仮設駐車場	長崎市茂里町14番3号																
(略)																	
名称	位置																
(略)																	
長崎市茂里町駐車場	長崎市茂里町14番1																
(略)																	

人的能力を有しているものであること。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める条件

第4条～第5条 (略)

(駐車料金)

第6条 長崎市茂里町仮設駐車場の駐車料金の額は、別表第1のとおりとする。

第7条～第15条 (略)

(供用の休止)

第16条 市長は、長崎市茂里町仮設駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、長崎市茂里町仮設駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

- 2 指定管理者は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、市長の承認を得て、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

第17条～第20条 (略)

別表第1～別表第3 (略)

人的能力を有しているものであること。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める条件

第4条～第5条 (略)

(駐車料金)

第6条 長崎市茂里町駐車場の駐車料金の額は、別表第1のとおりとする。

第17条～第20条 (略)

(供用の休止)

第16条 市長は、長崎市茂里町駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、長崎市茂里町駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

- 2 指定管理者は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、市長の承認を得て、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

第17条～第20条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年2月1日に施行する。

別表第1～別表第3 (略)

(2) 令和3年4月1日施行

青文字：R3.2.1に施行する内容 赤文字：R3.4.1に施行する内容

改正(案) R3.2.1 施行	改正(案) R3.4.1 施行
<p>○長崎市駐車場条例</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 市長は、駐車場<u>(長崎市茂里町駐車場を除く。以下この条、第4条、第11条、第13条及び第16条第2項において同じ。)</u>の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。</p> <p>2 市長は、前項の指定に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>3 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる条件を満たすものうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定する。</p> <p>(1) 市民の平等利用を確保することができるものであること。</p> <p>(2) 駐車場の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 駐車場の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める条件</p> <p>第4条～第5条 (略)</p> <p><u>(駐車料金)</u></p> <p>第6条 <u>長崎市茂里町駐車場の駐車料金の額は、別表第1のとおりとする。</u></p>	<p>○長崎市駐車場条例</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 市長は、駐車場の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。</p> <p>2 市長は、前項の指定に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>3 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる条件を満たすものうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定する。</p> <p>(1) 市民の平等利用を確保することができるものであること。</p> <p>(2) 駐車場の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 駐車場の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める条件</p> <p>第4条～第5条 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>

(駐車料金の徴収)

第7条 駐車料金は、自動車を駐車させた者から自動車を出庫させるときに徴収する。ただし、回数駐車券による駐車の駐車料金については、発行のときに徴収する。

(駐車料金の不徴収)

第8条 次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合においては、駐車料金を徴収しない。

(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車

(2) 当該駐車場の付近において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うために使用する自動車

(3) 前2号のほか、市長が定める自動車

(駐車料金の減免)

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金を減免することができる。

(駐車料金の不還付)

第10条 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金)

第11条 駐車場に自動車を駐車させた者は、駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第2及び別表第3に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(利用料金)

第6条 駐車場に自動車を駐車させた者は、駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第12条 (略)

(入出庫時間)

第13条 (略)

(駐車の拒否又は取消し)

第14条 (略)

(禁止行為)

第15条 (略)

(供用の休止)

第16条 市長は、長崎市茂里町駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

2 指定管理者は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、市長の承認を得て、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(損害賠償)

第17条 (略)

(市長による管理)

第18条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第3条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合における第11条第1項、第12条、第13条第1項、第16条第2項、別表第2及び別表第3の規定の適用については、第11条第1項中「駐車場に自動車を駐車させた者は、駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第2及び別表第3に掲げる駐車料金を市長に納入しなければならない」

(利用料金の減免)

第7条 (略)

(入出庫時間)

第8条 (略)

(駐車の拒否又は取消し)

第9条 (略)

(禁止行為)

第10条 (略)

(供用の休止)

第11条

第1項 (削除)

指定管理者は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、市長の承認を得て、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(損害賠償)

第12条 (略)

(市長による管理)

第13条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第3条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合における第6条第1項、第7条、第8条第1項、第11条、別表第1及び別表第2の規定の適用については、第6条第1項中「駐車場に自動車を駐車させた者は、駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第1及び別表第2に掲げる駐車料金を市長に納入しなければならない」と、第7条中「指定管理者は、

と、第12条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金」と、第13条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第16条第2項中「指定管理者は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは」と、別表第2中「利用に係る基準額」とあるのは「駐車料金」と、同表備考6及び同表備考11中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、別表第3中「利用に係る基準額」とあるのは「駐車料金」とし、第11条第2項及び第3項並びに第13条第2項の規定は適用しない。

- 3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

(罰則)

第19条 (略)

(委任)

第20条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年2月1日に施行する。

あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金」と、第8条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第11条中「指定管理者は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは」と、別表第1中「利用に係る基準額」とあるのは「駐車料金」と、同表備考6及び同表備考11中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、別表第2中「利用に係る基準額」とあるのは「駐車料金」とし、第6条第2項及び第3項並びに第8条第2項の規定は適用しない。

- 3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

(罰則)

第14条 (略)

(委任)

第15条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日に施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市駐車場条例の規定は、令和3年4月1日以後の入庫に係る駐車場の利用について適用し、同日前の入庫に係る駐車場の利用については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 長崎市茂里町駐車場に係る指定管理者の指定に関し必要な手続きは、令和3年4月1日前に

別表第1（第6条関係）

1 通常の料金

種別 車種	入出庫1回ごとの駐車料金		
	午前8時から午後10時 まで		午後10時 から
	最初の30 分まで	その後30 分までご と	午前8時 まで
普通自動車、小型自動車、軽自動車	130円	120円	30分につき 40円

2 回数駐車券の料金

種類	金額
120円券（22枚つづり）	円 2,400
130円券（22枚つづり）	2,600

備考

- 1 「普通自動車」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第1に規定する普通自動車のうち貨物の運送の用に供する普通自動車及び人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車を除いたものをいう。
- 2 「小型自動車」とは、省令別表第1に規定する小型自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。
- 3 「軽自動車」とは、省令別表第1に規定する軽自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。

別表第2（第11条関係）

- 1 長崎市桜町駐車場の利用に係る基準額（略）
- 2 長崎市民会館地下駐車場の利用に係る基準額（略）

おいても行うことができる。

（削除）

別表第1（第6条関係）

- 1 長崎市桜町駐車場の利用に係る基準額（略）
- 2 長崎市民会館地下駐車場の利用に係る基準額（略）

3 長崎市松が枝町駐車場の利用に係る基準額
(略)

4 長崎市平和公園駐車場の利用に係る基準額
(略)

5 長崎市松山町駐車場の利用に係る基準額
(略)

6 長崎市松が枝町第2駐車場の利用に係る基準額
(略)

備考

1 「普通自動車」とは、省令別表第1に規定する普通自動車のうち貨物の運送の用に供する普通自動車及び人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車を除いたものをいう。

2～10 (略)

11 入庫した日の翌日以降に出庫する場合のこの表(第4項第1号ア及び第5項第1号を除く。)の

3 長崎市松が枝町駐車場の利用に係る基準額
(略)

4 長崎市平和公園駐車場の利用に係る基準額
(略)

5 長崎市茂里町駐車場の利用に係る基準額

(1) 通常の料金

種別	入出庫1回ごとの駐車料金		
	午前8時から午後10時まで		午後10時から
	最初の30分まで	その後30分までごと	午前8時まで
普通自動車、小型自動車、軽自動車	130円	120円	30分につき40円

(2) 回数駐車券の料金

種類	金額
120円券(22枚つづり)	2,400円
130円券(22枚つづり)	2,600円

6 長崎市松山町駐車場の利用に係る基準額
(略)

7 長崎市松が枝町第2駐車場の利用に係る基準額
(略)

備考

1 「普通自動車」とは、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省第74号。以下「省令」という。)別表第1に規定する普通自動車のうち貨物の運送の用に供する普通自動車及び人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車を除いたものをいう。

2～10 (略)

11 入庫した日の翌日以降に出庫する場合のこの表(第4項第1号ア及び第6項第1号を除

適用については、昼間駐車料金と夜間駐車料金を合計して計算するものとする。この場合において、市長の承認を得て指定管理者が定める時間については、昼間駐車料金を算定する際の駐車時間に算入しない。

別表第3（第11条関係）

（略）

備考

1 「二輪自動車」とは、道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）をいう。

2 （略）

く。）の適用については、昼間駐車料金と夜間駐車料金を合計して計算するものとする。この場合において、市長の承認を得て指定管理者が定める時間については、昼間駐車料金を算定する際の駐車時間に算入しない。

別表第2（第6条関係）

（略）

備考

1 「二輪自動車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）をいう。

2 （略）